

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
かづの農業夢プラン 応援事業費補助金	補助対象作物を生産する認定農業者または認定就農者、農業者団体の生産の拡大を支援 ＜補助対象作物＞①戦略作物等（土地利用型作物、野菜、葉タバコ、花きほか）／②果樹／③畜産 ※補助希望者は、次年度予算要求時の要望調査において、導入予定内容等の提出が必要	補助対象経費：機械・設備等の導入経費 補助率：①～② 1/2 以内、③繁殖用雌牛 30 万円 / 頭、乳用牛 30 万円 / 頭、自家保留 10 万円 / 頭 以内	個人・団体
農業法人化支援事業 交付金	地域の中心となる経営体の育成・確保のため、農業経営の法人化に対し支援	補助対象経費：個人の農業者が法人化する際に必要な経費 補助率：1/2、上限 10 万円	法人
農業次世代人材投資 資金	次世代を担う農業者となることを志す新規就農者に対し資金を交付 ①就農時の年齢が 45 歳未満の独立・自営就農者 ②人・農地プランへの位置づけがされている、もしくはは見込まれる方または農地中間管理機構から農地を借り受けている方	補助率：年上限 150 万円（夫婦で対象となる場合は 225 万円） 対象期間：最大 5 年	個人
ミドル就農者経営確 立支援事業	経営開始直後の中年層自営就農者に資金を交付 ①就農時の年齢が 45 歳以上 60 歳未満の独立・自営就農者 ②人・農地プランへの位置づけがされている、もしくはは見込まれる方または農地中間管理機構から農地を借り受けている方	補助率：年上限 150 万円（夫婦で対象となる場合は 225 万円） 対象期間：最大 3 年	個人
新規就農者研修支援 事業奨励金	市内で独立して新たに農業に取り組もうとする方に、奨励金を交付。水稻（複合経営に限る）、園芸作物（野菜、果樹、花き）、畜産、菌床しいたけ、葉タバコの研修者、または農業生産法人、集落営農組織等での生産技術および経営技術の研修者が対象	奨励金：月額 10 万円 対象期間：最大 1 年	個人
フロンティア農業者 研修奨励金	新たに農業を始めるのに必要な技術を身につけるため、県農業研修センター等で研修する方に、奨励金を交付。申請時の年齢が 45 歳未満で、研修終了後、市内就農が確実に見込まれる方が対象	奨励金：月額 10 万円 ※市外の試験場等で研修する場合は、月額 2 万 5 千円を増額支援 対象期間：4 月から翌年度末までの 2 年間	個人
アグリビジネス支援 事業費補助金	農業者等が加工品の製造や販路拡大を行う 6 次産業化の取り組みを支援	補助対象経費：加工品試作費や販路拡大に要する経費 補助率：1/2（上限 100 万円）	個人・団体等
アグリビジネスチャ レンジ資金利子補給 費補助金	農業者等が実施する農産物の販路拡大や農産加工品の製造等を目的とした融資（上限 300 万円）の利子支払いを補助	補助率：利子支払い額の全額 対象期間：最大 7 年	個人・団体等
農地集積協力金	農地中間管理機構を通じて、農地を貸し出し、農地集積に協力する以下の方・地域に対して協力金を交付。（機構から農地が転貸された場合に交付の対象となります） ①地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた「地域」 ②農業部門の減少により経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない方	①地域集積協力金 機構への貸付率に応じた単価設定 【集積・集約化タイプ】 （一般地域） ・2 割超 4 割以下→ 1 万円 /10a ・4 割超 7 割以下→ 1 万 6 千円 /10a ・7 割超 → 2 万 2 千円 /10a （中山間地域） ・0.4 割超 1.5 割以下→ 1 万円 /10a ・1.5 割超 3 割以下 → 1 万 6 千円 /10a ・3 割超 5 割以下 → 2 万 2 千円 /10a ・5 割超→ 2 万 8 千円 /10a 【集約化タイプ】 ・4 割超 7 割以下→ 5 千円 /10a ・7 割超 → 1 万円 /10a ②経営転換協力金：1 万 5 千円 /10a 交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含む） に応じた下限及び上限単価 上限 50 万円 / 戸	個人・団体等

図 農林課 構造改革推進班 ☎ 30-0274

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
新規ブランド産品育 成支援事業	本市ならではの新たなブランド品の構築を目指し、農産物の栽培に伴う初期設備導入および実証販売、先進地視察研修費用等を支援。 啓翁桜および無核大粒種ブドウの生産団体が対象	補助率 ①初期設備にかかる費用の 1/2（上限 50万円） ②苗木・種子代の 1/2 ③実証販売にかかる費用の 1/2 ④技術普及にかかる費用（視察、講師招聘）の1/2	個人・団体等
シンテッポウユリ産 地拡大推進事業補助 金	シンテッポウユリの栽培面積拡大のため、新植・増反にかかる経費を支援。JA かづの花き部会員が対象	新植・増反支援 補助額：6 万 5 千円 /10a	個人
桃の産地づくり補助 金	桃の栽培面積拡大のため、新植・改植にかかる経費の一部を支援。JA かづの北限の桃部会員で、国の果樹経営支援対策事業実施者が対象	補助率 ①新植支援：新植にかかる経費の 1/4（下限 2a） ②改植支援：8 万 5 千円 /10a（下限 2a）	個人
そばの里産地確立交 付金	畑地でそばを栽培し、販売する農業者を支援	補助対象経費：畑地におけるそばの作付および販売にかかる経費 補助上限：1kgあたり 70 円以内	個人
農業生産被害防止対 策推進事業費補助金	野生鳥獣による農作物被害の防止および軽減のための対策を支援。果樹、コーン類、酪農、畜産にかかわる生産・販売農業者が対象。近隣の農業者等による団体での申請可	補助対象経費：電気柵、防風ネット等の設置経費（6 万円以上） 補助率：税抜き事業費の 1/3（下限 2 万円、上限 20 万円、防風ネットは上限 10 万円）	個人・団体
淡雪こまち生産拡大 対策事業補助金	「秋田県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき認定された特別栽培農作物の淡雪こまちを栽培する方を支援	補助対象経費：栽培経費 補助率：特別栽培米の出荷数量 60kg あたり 500 円以内	個人・団体
水稻作物コスト削減 推進事業費補助金	水稻の直播栽培および密苗栽培の実施に必要な田植機械の導入を支援。認定農業者であり、かつ人・農地プランに搭載されている担い手農家が対象	補助対象経費：機械購入経費 補助率：税抜き事業費の 3/10（上限 100 万円）	認定農業者
かづの牛生産振興対 策事業費補助金	かづの牛（日本短角種）の繁殖用雌牛の増頭を図る方を支援	補助率 ①繁殖用雌牛購入経費：1/2（1 頭あたり上限 10 万円） ②繁殖用雌牛自家保留経費：1 頭あたり 5 万円	個人・団体
水田転換主力作物づ くり強化事業補助金	水田における市場性の高い作物への作付転換を促進し、収益性の高い農業経営の確立を支援。市民で対象作物を作付・販売する認定農業者が対象。10a 以上の作付が条件	補助率 【基本助成】 えだまめ 1 万円 /10a、 花き、ネギ 2 万円 /10a 【団地加算助成】 3 品目すべて 1 万 2 千円 /10a	個人・団体
冬期農業応援事業	冬期間園芸作物の新規栽培や規模拡大を図る方を支援	補助率：栽培の内容、品目により、9,900 円～ 16 万 5 千円 /100㎡（2 年目以降は補助額が減少） 対象期間：最大 3 年	認定農業者等

図 農林課 こだわり作物推進室 ☎ 30-0243

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
新規狩猟免許取得者 確保対策事業費補助 金	市内在住の 20 歳以上の方で、新たに第一種狩猟免許およびわな猟免許を取得する方に対し、取得費用の一部を補助。免許取得後、鹿角市猟友会に入会することが条件	補助対象経費：免許等申請手数料・講習受講料・申請および講習にかかる交通費等 補助率 ①第一種狩猟免許：補助対象経費から 5 万円を控除した額 ②わな猟免許：補助対象経費以内	個人
農業用施設維持管理 支援事業	集落等に対し、良好な農村環境の形成や農業生産の向上を図るため、補修用資材を支給。多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金事業実施地区は除く	1 団体につき上限 10 万円（砕石、通水パイプ等）	集落等
多面的機能支払交付 金	農業者等が中心となり、農地や農業用水路等の維持管理、植栽による景観形成等といった良好な農村環境の保全に関する取り組みに対し支援。活動組織の設立、事業計画の認定が必要	・農地維持支払交付金（草刈・敷砂利等） 10 a あたり水田 3 千円、畑 2 千円 ・資源向上支払交付金（施設の軽微な補修等） 10 a あたり水田 2,400 円、畑 1,440 円	集落等
森林環境保全直接支 援事業費補助金	国・県の補助金を利用して搬出間伐や皆伐後の新植を行う方に、市が上乘せ補助。作業を請け負った業者が林の所有者に代わって申請等を行う	国・県の補助率に市が 7 /100 をかさ上げ補助	作業請負業者

図 農林課 農地林務班 ☎ 30-0246